

2016年 6月10日

東京福祉大学伊勢崎キャンパス
事務局長 伊藤 伸一殿

交通ユニオン
執行委員長 関 常明

団体交渉開催の申し入れについて

去る3月29日、労働条件確認訴訟の和解が成立し大学による田嶋組合員への嫌がらせ行為について謝罪文の表明がされました。あわせて当方は、並行していた田嶋組合員への名誉棄損に対する損害賠償請求訴訟を取り下げ、ホームページの記載を削除するなど、双方が和解条項に基づいて対応してきたところです。

しかしながら5月19日、田嶋組合員から■■■■学長を通して「秋学期から学部の授業を2コマ、大学院の授業を2コマ、入れてもらえるよう」■■■■心理学研究科長及び■■■■心理学部長に申し入れを行いました。返答がなく、秋学期からの田嶋組合員の授業担当について検討されないままになっています。

かかる事態は、先の和解を反故にするものであり認められません。

つきましては、下記の通り団体交渉の開催を申し入れますので、真摯な対応を求めます。

記

日 時 6月21日(火)・29日(水)・7月6日(水)・8日(金)のいずれか貴校の都合の良い日。

時間はいずれも14時30分もしくは15時より。

場 所 貴校伊勢崎キャンパス施設内

内 容 別紙

人 数 3～5名程度

連絡先 交通ユニオン

〒370-0045

高崎市東町58-3 グランドキャニオン1階

電 話 027(327)2569

F A X 027(322)4540

※ 交渉受諾の可否ならびに別紙内容について、6月17日(金)までに書面によりご回答下さい(FAXでも可)。

<以 上>

別 紙

要 求 書

田嶋清一氏の職場復帰以降、原状回復を求めてきた裁判が和解しているにもかかわらず、紛争の大きなテーマの一つであった担当授業について、いまだに決定の連絡がないのは到底理解できません。

貴校は和解に従い、4月14日の全体ミーティングで水野理事長による「田嶋清一先生に対する遺憾の意の表明」がされています。貴校の姿勢はこうした和解内容を反故にするに等しく、看過することはできません。

また、貴校においては教職員の雇用が1年間の有期雇用となっていますが、充実した教育活動を行うためにも期限の定めのない契約とし雇用の安定を図るべきです。

以上を踏まえ、下記について要求します。

1. 田嶋組合員の秋学期の授業を学部2コマ、大学院2コマとして早急に決定すること。
2. 常勤教職員の雇用を1年間の有期契約ではなく、無期契約とすること。

<以 上>